

令和2年4月21日

「令和2年度地球環境保全活動支援事業補助金」に
応募を検討されている方 様

香川県においても新型コロナウイルス感染者が急増していることを踏まえ、感染拡大を抑えるため、4月14日に「香川県緊急事態」宣言が発せられました。

さらに、16日には新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が、本県を含む全都道府県に拡大されました。

このため、当社の「令和2年度地球環境保全活動支援事業補助金」への応募を検討される際には、この緊急事態の状態がいつまで続くのか、先が見通せない困難な状況ですので、イベント等については、その検討過程も含め、下記の注意事項に十分留意されるようお願いいたします。

なお、計画していたイベント等を中止した結果、補助対象経費の総額が10万円を下回った場合には補助いたしませんので、予めご了解ください。

また、募集の締切を令和2年5月15日（金）まで延長いたします。

記

【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐための注意事項】

- ◇ すべての活動について、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ 特にイベント等を開催する場合は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、3密（密閉、密集、密接）を作らないなど、実施方法を工夫してください。

| |
|---|
| <p>【申し込み・問い合わせ】 公益財団法人 香川県環境保全公社 〒760-0050 香川県高松市亀井町9番地10 県信ビル5階 ☎：087-831-7773 FAX：087-834-4555 E-mail：kagawa-ecc.7773@k-ecc.or.jp</p> |
|---|

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

県民の皆様へのお願い

- 1 人との接触をできるだけ減らしてください。
- 2 不要不急の外出を控えてください。
(生活上必要な物の買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。
感染拡大地域との不要不急の往来を控えてください。)
- 3 やむを得ない外出の場合も、人混みを避けるとともに、人との間隔をなるべく空け、3密(密閉・密集・密接)は絶対に避けてください。
- 4 体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休んでください。
- 5 こまめな手洗いや咳エチケットを守るとともに、バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

令和2年2月28日策定
令和2年3月30日改定
令和2年4月8日改定

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた 県主催イベント等の開催基準等について

1 原則として中止、延期するもの

本県主催のイベント・行事の開催については、当面（5月6日まで）、次のいずれかの場合に該当するものは、関係者と協議の上、原則として中止、または延期する。

- (1) 屋内はもとより屋外であっても、お互いの距離が十分にとれない状況(※)で、長時間過ごす場合
※ 近距離での対面や、人が密集する状況等
- (2) 参加者数が多い場合や不特定多数の参加者がある場合など、参加者の追跡が困難な場合
- (3) 高齢者や基礎疾患を有する方、障害者、子ども、または医療・福祉関係者が多数集まる場合

2 開催する場合の留意事項

上記1に該当しない場合で、イベント・行事を実施する場合は、以下の点に十分留意すること。なお、これらの対策が実施できない場合は、中止、または延期すること。

- (1) 発熱や風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を行う。
- (2) 緊急事態宣言の対象区域及び海外からの帰県日の翌日から起算して、14日が経過していない方の参加自粛の要請を行う。
- (3) 屋内イベントでは、室内換気を十分に行う。
- (4) アルコール消毒薬等の設置を行う。
- (5) 参加者に咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知を行う。
- (6) 開催時間や規模を縮小し、参加者の相互接触や、対面での会話機会を減らす。

※ この基準は、今後の感染の広がり等に応じて、適宜見直すこととする。